

ひとひと 女と男 パートナーシップ

問合せ先 企画課男女共同参画推進係 72-2111内線222

地域でいのちを守るために DVの実態と子どもへの影響

～DVの実態と子どもへの影響～



平成24年11月30日に、男女共同参画セミナー・ちよっと気になる七ヶ人権者座を開催しました。今回は「地域でいのちを守るということ」～DVの実態と子どもへの影響」と題して、パネルディスカッションを開催しました。コーディネーターには、佐賀県DV総合対策センター所長の原健一さん、パネリストには、弁護士郷田真樹さん、NPO法人にじろCAP代表理事の重永侑紀さんなどをお迎えしました。ここで、パネルディスカッションの内容の一部をご紹介します。



DVの実態



◆平成13年のDV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)施行以来、約10年間でDVに関する正確な情報が伝わるようになり、「DV被害にあっている他の人には言えない」「DV被害にあっているなんて恥ずかしい」という意識が少しずつ少なくなっています。
◆インターネットの普及により、身を隠している被害者の居場所がわかってしまう場合があります。

◆被害者の多くは、人とのつながりを切られて家庭にとどまったまま、どう我慢してやり過ごすかを一人で考えている。
◆地域の人とのちよっとした会話から、DVが起きているのではないかという手がかりを得ることがある。

(特に)DVが及ぼす

子どもへの影響

- ◆DVが起きている家庭で育つ子どもは、家庭で対等な関係を学び損ねている。例えば、親しくなった人間との関係を保てない。親しくなると、支配するか、支配されるかの、どちらかの関係性をつくろうとする。この関係がいじめにもつながっている。
- ◆相手が自分に好意を持っているのなら、思い通りにするはずだと思っている。
- ◆人との関係がホッとするものではなく、いつも緊張したものになっている。いつ家庭内で暴力が始まるかにおびえている。
- ◆いつも誰かの顔をうかがっている。自分の感覚を育てる時間が持たない。

DVの根絶へ向けて

地域でいびきをかきついで

◆「大丈夫?」「最近無理じゃない?」というちよっとした声かけが大切。また、DV被害者は、

女性に対する暴力の電話相談窓口を紹介します。

◎おごおり女性ホットライン

092-513-7337
毎週月～金曜日
午前10時～午後5時

◎北筑後保健福祉環境事務所 (DV相談専用電話)

34-8111
毎週月～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
※いずれも祝日、12月29日～1月3日を除く

参加者からは「隣近所の人たちとあいさつを交え、お互いに情報を交換し合えば、DVの被害を小さくできるのではないかと自分はどうな点で関わっていいのか、学ぶことができた」などの感想が寄せられました。



悩みを一人で抱え込んで我慢強い人もいるので、本人から「大丈夫」という返事が返ってきて、本人が思い立った時に相談できるように「大丈夫ならいいが、もし困ったことがあったら、相談できるところがあるよ」という紹介だけでもしておくといい。
◆「女なのに」「子どもをくせに」と、「女なのに」「くせに」をやめること。対等な気持ちで接すること。
◆子どもにとって、縦の関係(親子)、横の関係(友達)だけでなく、ななめの関係(地域の大人との関わり)があるといい。

◆暴力があったときは警察や病院に行くようにすすめること。